

災害時等における避難場所等の使用に関する協定

令和3年11月25日

島 根 県

島 根 県 仏 教 会

災害時等における避難場所等の使用に関する協定書

島根県（以下「甲」という。）と島根県仏教会（以下「乙」という。）は、災害時等における避難場所等としての使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、島根県内において大規模な火災、地震その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、甲が乙の協力を得て、乙の会員寺院の所有する施設を周辺住民の避難場所等として市町村が使用することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（使用用途）

第2条 この協定による施設の使用の用途は、次のとおりとする。

- (1) 災害時等の住民の避難場所等
- (2) 災害ボランティアの活動支援拠点
- (3) その他災害時等に必要となる施設

（要望の伝達）

第3条 甲は、島根県内の市町村が、予め乙の会員寺院の所有する施設を周辺住民の避難場所等として指定したい要望がある場合は、その要望を乙に伝えるものとする。

2 甲は、災害時等に、島根県内の市町村が、緊急的に乙の会員寺院の所有する施設を避難場所等として使用したい要望がある場合には、その要望を乙へ伝達するものとする。

3 甲は、災害時に、島根県内の市町村が乙の施設を災害ボランティアの活動拠点として使用したい要望がある場合には、その要望を乙へ伝達するものとする。

4 第1項から前項までの要請は、甲が乙に対し、文書又は口頭（電話連絡を含む。）により行うものとする。

（避難場所等の開設協議）

第4条 乙は、前条の要望の伝達を受けた場合は、甲及び要望した島根県内市町村と避難場所等の開設について、次の点について協議を行うものとする。

- (1) 避難場所等として使用された施設の使用料
- (2) 避難場所等として使用する期間
- (3) 避難場所等として使用された場合において、当該施設又はその備品が破損したときの復旧に要する費用の負担

(4) 使用施設に周辺住民が避難した際に発生した事故等に対する責任の所在

(布教活動の禁止)

第6条 乙は、避難場所等の避難者等に対し、布教活動を行わないものとする。

(協定期間)

第7条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を維持するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定事項に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年11月25日

甲 島根県松江市殿町1番地
島根県
島根県知事 丸山 達也



乙 島根県安来市清水町528番地
島根県仏教会
会長 清水谷 善圭

